

うきは市告示第19号

令和6年第1回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和6年2月21日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和6年2月29日（木）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

権藤 英樹君	高木亜希子君
高松 幸茂君	樋口 隆三君
組坂 公明君	佐藤 裕宣君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
熊懐 和明君	中野 義信君
佐藤 湘陽君	伊藤 善康君
野鶴 修君	江藤 芳光君

○3月4日に応招した議員

○3月5日に応招した議員

○3月6日に応招した議員

○3月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第1回（定例）うきは市議会会議録（第1日）

令和6年2月29日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和6年2月29日 午前9時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（議案第1号から議案第23号まで23件、陳情第1号から陳情第3号まで3件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・市民生活基盤対策特別委員会）
- 日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部改正について）
- 日程第8 議案第2号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第9 議案第4号 令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第5号 令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第6号 令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第22号 うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第23号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 予算特別委員会の設置について
- 日程第16 予算特別委員会への議案審査付託
- 日程第17 議員政治倫理検証特別委員会の設置について
- 日程第18 議員政治倫理検証特別委員会への検証付託
- 日程第19 陳情の委員会付託（陳情文書表）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（議案第1号から議案第23号まで23件、陳情第1号から陳情第3号まで3件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・市民生活基盤対策特別委員会）
- 日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部改正について）
- 日程第8 議案第2号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第9 議案第4号 令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第5号 令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第6号 令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第22号 うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第23号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 予算特別委員会の設置について
- 日程第16 予算特別委員会への議案審査付託
- 日程第17 議員政治倫理検証特別委員会の設置について
- 日程第18 議員政治倫理検証特別委員会への検証付託
- 日程第19 陳情の委員会付託（陳情文書表）

出席議員（14名）

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懷 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君

13番 野鶴 修君

14番 江藤 芳光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 浦 聖子君 記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穂君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君		

午前9時03分開会

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは皆さん、改めておはようございます。ただいまから令和6年第1回うきは市議会定例会を開会いたします。

開会前に、審議に入ります前に皆様に御報告を申し上げたいと思います。

議会運営全般の効率化及び議会議員活動の活性化のため、本定例会よりタブレット端末及び議会ペーパーレス会議システムを導入することになりました。本定例会が初回でありますので、タブレット端末操作支援のため、システム業者の方の議場への入場を許可いたしておりますので、御報告をいたしておきますとともに、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に6番、佐藤裕宣議員、7番、竹永茂美議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（江藤 芳光君）　日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日2月29日から3月21日までの22日間といたしましたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君）　御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日2月29日から3月21日までの22日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君）　日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告を行います。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思います。

1月27日、うきは久留米環境施設組合議会が開催されております。

以下、各会議等が開催されておりますので、御報告しておきたいと思います。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しておりますので御覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わらせていただきます。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君）　おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本定例会は、新年度当初予算をはじめ、条例の制定や改正、補正予算、教育委員会の委員の任命、各種計画の策定などに関して御審議をお願いするわけですが、昨年12月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきま

す。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第23号まで23件、陳情第1号から陳情第3号まで3件を上程いたします。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和6年第1回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙の中にもかかわりませず御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今年も早いもので2月も終わろうとしております。今年の冬は比較的暖かい日が続いております。気象庁の発表によりますと、地球温暖化の影響や日本付近における偏西風の蛇行の影響から、冬型の気圧配置が平年より弱いこと等が影響しております、暖冬傾向となっているようございます。

今年は年明け早々、能登半島地震、羽田空港事故と厳しい新春となりました。改めて、お亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りするとともに、被災されました、そして事故に遭われました多くの方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。特に能登半島地方は、いまだ余震が続いておりますが、1日も早く地震が収まり、そして平穏な日常が戻るよう心から願うばかりでございます。

うきは市では、能登半島地震で被災された方々を支援するため、義援金を受け付ける募金箱を本庁舎ほか合計4か所に速やかに設置し、市民の皆様方からの御好意をいただきておりますとともに、これとは別に市としましてもお見舞金として支出させていただきたく、本議会の補正予算にて提案をさせていただいているところでございます。また、道の駅うきはに設置しておりました移動可能な防災用コンテナ型トイレにつきまして、国土交通省より石川県穴水町へ運搬し、設置をしているところであります。市営住宅におきましては、2次避難を行われる被災者の方を想定し、空き住宅2戸を提供できるよう調整しているところであります。

現在、被災地では国・県などをはじめとし、全国各地の多くの自治体や事業者、個人などが支援活動を展開しているところでありますが、うきは市としましても3月4日から3月19日まで

の約2週間、住家被害認定調査のために職員を1名派遣することとしております。今後も議会の皆様方の御理解をいただきながら、被災地域の皆様が1日も早く安心して暮らせるよう、様々な形で被災地に寄り添った支援を考えてまいる所存でございます。

日本の経済に関してですが、内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするために、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。2月14日に発表された令和5年10月から12月期の速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDP成長率は、前期比0.1%減、年率に換算すると0.4%減となり、2四半期連続のマイナス成長となっております。個人消費や設備投資は、いずれも3期連続のマイナス成長となるなど、内需が落ち込んだとされております。

為替や物価の変動を反映した生活実感に近い名目GDPにおきましては、令和5年通年で5.7%増となり、名目成長率は3年連続のプラス成長となっており、平成3年、1991年の6.5%増以来、32年ぶりの高水準となっております。しかしながら、円安の影響によりドルに換算したGDPは目減りしたこと等から、日本はドイツに抜かれ、世界3位から世界4位に転落をいたしました。物づくりの空洞化や国内投資の怠り、これに起因する生産性の低下や賃金の上昇の抑制、また少子化の伸展など、失われた30年の低成長がもたらした結果とも言われ、デフレからの完全脱却が求められているところでございます。

国は、労務費の価格転嫁の促進、賃上げ税制の拡充など、あらゆる政策を総動員して賃上げに向けた取組を強力に後押しするとともに、給付金や定額減税により所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり出して消費の拡大につなげていく、また賃上げを持続的、構造的なものとするため、三位一体の労働市場改革に取り組むとともに、国内投資を促進し、潜在成長率を引き上げていくとしております。

うきは市としましては、令和5年11月2日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策や、この対策のための令和5年度政府補正予算による物価高騰対策等につきまして、政府の動向を注視しながら、市民の皆様や市内事業者の方などに対する支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

なお、本議会では令和6年度一般会計及び特別会計当初予算並びに公営企業会計当初予算をはじめ、多くの議案等を御審議いただくことになりますが、令和6年度の当初予算は、7月14日の市長任期満了に伴い市長選挙が実施されることから、骨格予算編成となっております。一方、骨格予算を基本としながらも、うきは市独自の子育て、少子化対策に係る支援事業等に関する継続的な取組を含め、喫緊に解決すべき課題に対応できるよう配慮し、予算を編成したところでもあります。新年度に向け、これまで取り組んできた地方創生や子育て関連事業に係る動きをさらに加速させ、将来像でもあります「うきはブランドを継で結ぶ、しあわせ彩るうきは市」を目指

して、議員の皆様と一丸となって務めていく所存でございますので、引き続き議員の皆様方の御協力を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件4件、予算案件10件、人事案件1件、その他の案件8件となっております。

まず、議案第1号は、うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認を求ることについてであります。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正することについて専決処分をいたしましたので報告をし、議会の承認を求めるものでございます。

議案第2号は、令和5年度うきは市一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の承認を求ることについてであります。

物価高騰支援給付金事業に関連する補正予算につきまして、早急に対応する必要があることから専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,215万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億1,610万1,000円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金1億3,215万6,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、民生費では社会福祉費1億312万6,000円、児童福祉費2,903万円の増額補正を計上いたしております。

議案第3号は、令和5年度うきは市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,493万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億3,116万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税8,602万5,000円、国庫補助金2,409万1,000円、県負担金1,226万6,000円、県補助金1,283万1,000円、寄附金1,630万円、雑入8,889万9,000円、市債1億8,560万円の増額補正と、負担金1,425万1,000円、国庫負担金8,033万3,000円、基金繰入金4億1,100万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費3,552万5,000円、商工費では商工費1,480万円、教育費では小学校費2,860万円、中学校費1,840万8,000円の増額補正と、民生費では社会福祉費1,769万3,000円、児童福祉費3,728万6,000円、災害救助費2,700万円、衛生費では保健衛生費2,506万3,000円、土木費では道路橋りょう費1,500万円、下水道事業費1,000万円、教育費では教育総務費1,200万円、社会教育費1,980万円の減額補正を計上いたしております。

議案第4号は、令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,792万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,918万5,000円とするものでございます。

歳入は、国民健康保険税642万8,000円、県補助金813万4,000円、他会計繰入金336万4,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、保険給付費では療養諸費679万5,000円、傷病手当金78万5,000円、保健事業費では特定健康診査等事業費555万4,000円、予備費479万2,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第5号は、令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,927万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,064万3,000円とするものでございます。

歳入は、後期高齢者医療保険料1,961万5,000円、他会計繰入金965万6,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金2,459万7,000円、予備費467万4,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第6号は、令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入の額から5,000万円を減額し13億5,625万1,000円とし、収益的支出の額に1,000万円を追加し13億945万9,000円とするものでございます。並びに資本的収入の額に3,000万円を追加し8億7,566万6,000円とするものでございます。

収益的収入は、営業外収益5,000万円の減額補正を計上いたしております。

収益的支出は、営業費用1,000万円の減額補正と、営業外費用2,000万円の増額補正を計上しております。

資本的収入は、他会計出資金3,000万円の増額補正を計上しております。

議案第7号は、令和6年度うきは市一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は前年度比0.2%増の163億2,900万円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、市民税10億5,728万6,000円、固定資産税14億2,736万4,000円、軽自動車税1億2,921万3,000円、市たばこ税2億2,016万2,000円、地方揮発油譲与税4,000万円、自動車重量譲与税1億2,400万円、森林環境譲与税3,400万円、配当割交付金1,200万円、法人事業税交付金5,111万

9,000円、地方消費税交付金6億3,700万円、環境性能割交付金2,679万5,000円、地方特例交付金1億2,375万3,000円、地方交付税48億5,000万円、負担金1億1,805万5,000円、使用料9,660万1,000円、手数料4,434万4,000円、国庫負担金19億4,715万9,000円、国庫補助金5億6,147万8,000円、国庫委託金1,537万6,000円、県負担金6億7,801万円、県補助金5億467万9,000円、県委託金5,076万円、財産運用収入1億2,779万7,000円、財産売払収入1,350万4,000円、寄附金5億2,001万円、基金繰入金19億297万2,000円、繰越金1億5,000万円、雑入3億807万1,000円、市債5億2,720万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、議会費では議会費1億3,573万6,000円、総務費では総務管理費25億5,522万2,000円、徴税費1億7,363万4,000円、戸籍住民基本台帳費1億4,140万4,000円、選挙費2,695万7,000円、監査委員費1,501万9,000円、民生費では社会福祉費32億7,643万6,000円、児童福祉費21億8,893万7,000円、生活保護等対策費8億5,920万6,000円、衛生費では保健衛生費4億8,549万9,000円、清掃費6億5,253万円、農林水産業費では農業費6億3,496万6,000円、林業費2億1,539万7,000円、商工費では商工費2億6,473万6,000円、土木費では土木管理費1億8,820万6,000円、道路橋りょう費1億9,698万9,000円、河川費3,075万5,000円、住宅費6,164万3,000円、下水道事業費8億1,500万円、消防費では消防費6億2,105万5,000円、教育費では教育総務費1億5,344万1,000円、小学校費4億6,231万9,000円、中学校費1億8,961万1,000円、社会教育費3億6,681万9,000円、保健体育費9,414万2,000円、災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費1,751万円、公共土木施設災害復旧費1,802万9,000円、公債費では公債費14億2,993万5,000円、予備費としては4,000万円を計上いたしております。

議案第8号は、令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は前年度比1.0%減の38億719万円を計上いたしているものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税6億7,586万5,000円、県補助金27億6,967万4,000円、他会計繰入金2億9,650万7,000円、基金繰入金6,000万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費4,667万2,000円、保険給付費では療養諸費23億1,744万8,000円、高額療養費4億1,299万1,000円、出産育児諸費

1,200万6,000円、国民健康保険事業費納付金では医療給付費分6億5,693万1,000円、後期高齢者支援金等分2億2,359万1,000円、介護納付金分8,103万1,000円、保健事業費では特定健康診査等事業費3,273万2,000円を計上いたしております。

議案第9号は、令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比6.2%増の5億8,127万8,000円を計上いたしているものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4億9万5,000円、他会計繰入金1億8,016万5,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1,242万円、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金5億5,959万9,000円を計上いたしております。

議案第10号は、令和6年度うきは市立自動車学校特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比0.8%減の1億4,733万2,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、授業料1億1,513万3,000円、受託事業収入1,379万9,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、学校費では学校管理費1億149万2,000円、事業費4,367万4,000円を計上いたしております。

議案第11号は、令和6年度うきは市簡易水道事業会計予算についてであります。

収益的収支につきまして、収入6,906万7,000円、支出6,766万9,000円で、収支差引き139万8,000円となっております。

収入につきましては、水道事業収益では営業収益943万円、営業外収益5,963万7,000円を計上いたしております。

支出につきましては、水道事業費用では営業費用5,785万円、営業外費用876万9,000円、特別損失5万円、予備費100万円を計上いたしております。

資本的収支につきまして、収入はゼロ円、支出719万2,000円で、収支差引き719万2,000円の不足が生じておりますが、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額719万2,000円で補填することとしております。

支出につきましては、資本的支出では企業債償還金619万2,000円、予備費100万円を計上いたしております。

議案第12号は、令和6年度うきは市下水道事業会計予算についてであります。

収益的収支につきまして、収入13億2,568万円、支出12億9,272万9,000円、

収支差引き 3,295万1,000円となっております。

収入につきましては、下水道事業収益では営業収益4億8,978万8,000円、営業外収益8億3,589万2,000円を計上いたしております。

支出につきましては、下水道事業費用では営業費用11億4,342万2,000円、営業外費用1億3,667万7,000円、特別損失63万円、予備費1,200万円を計上いたしております。

資本的収支につきまして、収入16億5,241万1,000円、支出19億9,150万7,000円で、差引き3億3,909万6,000円の不足が生じておりますが、当年度分損益勘定留保資金3億3,909万6,000円で補填することとしております。

収入につきましては、下水道事業資本的収入では企業債6億390万円、他会計出資金3億1,000万円、補助金等7億3,298万7,000円、負担金等552万4,000円を計上いたしております。

支出につきましては、下水道事業資本的支出では建設改良費13億7,071万3,000円、企業債償還金6億969万4,000円、予備費1,110万円を計上いたしております。

議案第13号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員のうち1名が令和6年5月23日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

議案第14号は、辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

辺地に係る総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第15号は、うきは市道路線の認定についてであります。

うきは市道路線の認定1件について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号は、うきは市道路線の変更についてであります。

うきは市道路線の変更1件について、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号は、市有財産の貸付けについてであります。

市有財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号は、第2期うきは市観光振興計画の策定についてであります。

第2期うきは市観光振興計画の策定について、うきは市議会基本条例第14条の規定により、

議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号は、うきは市障がい者計画の策定についてであります。

うきは市障がい者計画の策定について、うきは市議会基本条例第14条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号は、うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

市立公園の一部について除外するため、うきは市立公園条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号は、白壁交流広場及び白壁の小路の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

市立公園から除外し所管替えとなる白壁交流広場と併せて、令和5年度末完成予定の白壁の小路の設置及び管理について条例化するものでございます。

議案第22号は、うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和元年に制定された戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日に施行されることに伴いまして、うきは市手数料条例の一部を改正するものでございます。

議案第23号は、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたこと等に伴いまして、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会、市民生活基盤対策特別委員会より閉会中の継続調査申出があつておつたので、その調査報告を求めます。

それでは、初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。12番、伊藤善康総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。

令和5年第4回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、報告をいたします。

調査事項、農業政策の課題に関する調査。

日時、令和6年1月31日から2月1日。それと以前に、令和6年1月23日に行行政視察前の意見交換会を行っております。

2、場所及び調査事項。

- (1) 山口県柳井市、アグリ南すおう株式会社の取組について。
- (2) 広島県福山市、広島県果樹農業振興センター沼隈農園の取組について調査をしております。

出席者9名、総務産業常任委員6名、農林振興課1名、にじ農協職員1名、議会事務局1名。

調査の要旨。

進展が見えない現状の農業政策において、どのような課題があるのか、そして、どのような解決策があるのかを探るため、本委員会では昨年2月から調査を行ってきました。とりわけ担い手の確保が喫緊の課題であるということで、この間、議論を重ねてきたところである。今回は先進的取組を行っている団体に伺い、調査を行った。

5、主な内容。

- (1) アグリ南すおう株式会社の取組について。

アグリ南すおう株式会社の勝本常務取締役より説明を受けた。アグリ南すおう株式会社はJAと17の集落営農法人の共同出資により、平成29年3月に設立された法人連合体で、「法人の営農、経営の強化」を支援する事業を実施している。現在の加入法人は21法人で、経営面積は約519ヘクタールとなっている。「人を育て、支える農業」プラス「儲かる、稼げる農業」を切り開くことを会社の理念として掲げている。

次に、アグリ南すおう株式会社の概要、設立の目的、設立までの経緯、法人連合体の作物作付状況、主な事業、法人連合体のメリット、これは各自目を通してくださいたいと思います。

次に、質疑応答、これも各自、目を通してくださいたいと思います。

所見。

山口県柳井市のアグリ南すおう株式会社は、2市3町の21法人連合体であり、519ヘクタールの経営耕地面積を有する。集落営農法人単独では限界を感じつつあった高齢化による担い手不足を解決し、生き残りをかけるために組織化された。連合化のメリットとして、オペレーター不足の解消、機械や資材の共同購入・共同利用によるコストダウンなど、今後の農業経営・農地保全、農業の生き残りをかけるためには必要不可欠なことだったようである。うきは市の営農法人・営農組合の今後の参考になるのではないかと思った。

次に、（2）広島県果樹農業振興対策センター「沼隈農園」の取組について。

沼隈農園の設立目的と経過。

J A広島果実連合会広島県果樹農業振興対策センターの福本センター長より説明を受けた。

広島県の果樹産地は、生産農家の高齢化と担い手の減少が進む中、耕作放棄地が増加、果実の生産量は年々減少しており、果樹産地の核となる担い手の確保が喫緊の課題となっていた。このため、広島県果実農業協同組合連合会は、平成22年から関係機関と検討を進め、産地、産地JA、行政機関と一体的に果樹農業の担い手育成に取り組むことについて、平成24年3月に臨時総会を開催し決定した。

平成24年4月、呉市蒲刈町に「広島県果樹農業振興対策センター」を開設、センター内に宮盛農園（実践農園）を設け、かんきつ部門の研修生の実習園と併せ、新技術・新品種の実証とモデル経営の実証を開始。平成27年11月、沼隈町果樹園芸組合及びJA福山市と一体となって福山市沼隈町に「沼隈農園」を設置し、関係機関と一体となって、ブドウ部門の担い手育成に取り組む研修を開始。沼隈ブドウ産地では、沼隈町果樹園芸組合において園地情報を整理し、ブドウ栽培を辞める組合員（圃場）情報を把握しており、関係者協議を経て、研修生募集の決定を行っている。また、研修修了後、就農する場合は20アール程度の成園を提供し、管理、労務状況を確認しながら経営規模を拡大し、ブドウ産地の維持を図っている。

研修生の受け入れ状況、それに研修受け入れ条件と就農に向けた流れ、研修生の就農に向けた支援の状況は、各自お目通しをいただきたいと思います。

次に、質疑応答、これもお目通しをいただきたいと思います。

所見。

広島県福山市の沼隈農園は42ヘクタールのブドウ園地で、82名の組合員で構成されている。最初の開墾は32ヘクタール、階段工方式で造成し、当時は順調に見えたが、省力化・機械化・施設化の導入が困難な急傾斜地、樹木の老木化など多くの課題を抱えていた。産地の生き残りをかけ再開発に取り組み、平成11年に42ヘクタール、平均傾斜4度のブドウ園地の造成が完了した。沼隈農園では研修生制度を確立していて、高齢化などにより離農して空いたブドウ園に就農してもらっている。平成27年から令和5年までに16名の研修生を受け入れ、14名が就農している。研修生は募集すれば集まるが、ブドウ園に限りがあるので、離農予定の分しか受け入れることができないということであった。うきは市でもレインボーファームの関連で耕作放棄地対策を実施しているが、成果はまだまだのようだ。

広島県では、JA広島果実連が果樹振興と担い手育成という取組を行っていて、沼隈農園もその1つである。今回、2か所の視察先で説明があったのは、トップの決断によるところが大きいということである。まずは市長、JA組合長などによる「プロジェクト会議」を開催し、実施可

能な施策はないか、委員会としても農業政策の課題解決に向けて求めていきたい。

次の調査であります。

地域おこし協力隊の活動及び今後の目標に関する調査。

日時、令和6年2月7日。

場所、うきは市役所3階大会議室。

出席者、26名。総務産業常任委員7名、厚生文教常任委員5名、うきはブランド推進課4名、農林振興課1名、生涯学習課1名、地域おこし協力隊7名、議会事務局1名。

調査の要旨。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である。本年3月で退任される隊員3名と報告希望のあった隊員から活動報告を受け、意見交換会を行った。

主な内容についてでありますが、これは主な内容を発表してもらって、次に、質疑応答をしております。これは記載のとおりでありますので、各自目を通してくださいたいと思います。

最後に所見であります。

地域おこし協力隊の活動及び今後の目標ということで、隊員17名中7名の調査を実施した。各自プランナーとして与えられたミッションと活動内容について、パワーポイントを使って報告いただいた。ミッションを着々と達成している姿が見受けられた。要望として、ぜひ、全員うきは市に定住していただきたい。そして、皆さんの経験をうきは市の活性化に生かしていただくことを切望いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長の報告を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） 令和5年うきは市議会12月定例会において閉会中の調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

うきは市の医療状況に関する調査。

1から3の期日、場所、出席者については記載のとおりでございます。

4、調査目的。

うきは市の医療状況を把握することを目的に、日頃より市民の命と健康を守るために医療に従事されている医師会理事の皆さんと意見交換を兼ねて実施した。

5、調査要旨。

委員会からの事前の質問に対し、医師会の西見会長よりパワーポイントを使っての詳細な説明があった。

まず、帯状疱疹の発生件数とワクチン接種費用助成への考えはとの質問に対しては、ワクチン接種事業は自治体が事業主体、費用助成を行う自治体も出てきており、接種には相当な費用もかかることから、市民の方からの要望がある場合には、財政のある限り費用助成を行う議論をしてほしいとの回答であった。

次に、「看護職、介護職の確保策について」、奨学金支援は確保策として機能するかとの質問には、奨学金制度により卒後一定期間は充足できるが、職業選択の自由により、離職等で他地域へ出でていってしまうという現状を聞いている。費用対効果が見込めるか、議論の余地があるとの回答であった。

また、「訪問診療、訪問看護について」、高齢者が増加する今後への考え方との質問には、既にうきは地区は、福岡県の中でも地域包括ケアシステムが円滑に行われている地区である。浮羽医師会では、とびうめネットを活用し、訪問看護師が在宅患者の診療情報を共有し主治医から指示を受ける。救急搬送時や災害時にも情報の共有を行うなど、他職種連携を図っている。今後、高齢化により入院患者があふれ、在宅医療が重要となる。医療機関や介護施設、居住系、在宅サービスの相互の連携が深化することにより、将来的には医療と介護の垣根がなくなるようなシステムに移行していくとの回答があった。

6、所見。

今回の浮羽医師会との意見交換は、医師会のほうからの申入れによって行われた。議会にも、現在のうきは市の医療状況について把握をしておいてほしいということであろうかと思う。高齢化による在宅医療の増加、看護師、介護士など医療従事者の不足、コンビニ受診による医療費の増加等々、課題は山積している。そのような状況の中、今回のコロナワクチン集団接種においてもそうだが、市民の命と健康を守るために献身的に働いておられる浮羽医師会並びに医療従事者の方々には心から敬意を表したい。

最後に、議会、市への要望はあるかとの質問に対して幾つか回答をいただいたので、それを記して所見とする。

住民健診への参加の促進。現在の受診率は低く、重要性を住民へ周知・啓蒙いただきたい。医

療費の削減にもつなげることができる。

生活習慣病の予防について、啓蒙・啓発をお願いしたい。特に人工透析の年間経費は相当高額であり、1人でも減らすことで財政負担を軽減できる。うきは市は比較的透析患者が多い。

救急医療への特別地方交付税の財政措置について、救急医療へ特別地方交付税が使われていない現状があり、特別地方交付税を医療に使うということを御発案いただきたい。

医療政策は都道府県の責務という考えが根強く、市町村には医療計画が存在しない。うきは市にも医療計画はなく、独自策定への働きかけを行ってもらいたい。

次に、会計年度任用職員包括業務委託に関する調査。

1から3の期日、場所、出席者については記載のとおりです。

4、調査目的。

会計年度任用職員の民間への包括業務委託についてのメリット、デメリットについて、また委託対象とする業務が多岐にわたるので、それぞれの業務について、民間委託に適しているかどうか等を調査するため、既に長期にわたって民間委託を実施している佐賀県有田町、熊本県上天草市への行政視察を行った。

5、調査の要旨。

まず、有田町だが、当委員会からの幾つかの事前質問に対して担当者からの回答があった。

具体的な業務抽出及び業務範囲確認はどのように行ったのか。抽出された各業務に対し、民間へ移行するための業務改善や継続必要性の可否等はどのように判断し、確認したのか。また、それをどの段階で行ったのかという質問に対しては、年1回、各部署にヒアリングを行い、協議の上、業務範囲や継続必要性の見直しを行った上で、最終的な可否の判断を総務課で行っている。

②民間委託導入に至るまでのスケジュール策定はどうだったかに対しては、資料を添付しているので御覧いただきたいと思います。資料1でございます。

③委託業務導入に至ったいきさつと、委託業務開始から現在までの年度ごとの民間委託により雇用された人材人数、予算額はどのようにになっているかとの質問に対しては、業務委託を導入した背景には「住民サービスの向上」、「継続雇用」、「業務の効率化」がある。継続雇用により、業務に熟知した従事者を配置することが住民サービスの向上につながる。また、労務管理に関する業務の負担軽減や正規職員が担当していた業務を委託することにより、人件費の削減につながっている。

④子供と日常的に触れ合い「イレギュラー対応」が発生しやすい業務——学級支援員や特別学級支援員などの委託についてはどう思うかとの質問に対しては、業務委託ではなく会計年度任用職員で対応している。学校の先生との連携が出てくるため、学級支援員等は委託にはそぐわない点があると考えている。

事前質問に対する回答はほかにもあったが、紙面の関係上、主なものだけ抜粋して記載した。

また、上天草市では、資料を基に独自に算出した期ごとの人件費削減効果、委託業務内容導入までの流れ、取り組んだ目的と背景などについて説明を受けた。視察先での質疑応答については、それぞれ別紙添付しているので御覧いただきたいと思います。資料②でございます。

6、所見。

会計年度任用職員包括業務委託を導入するメリットとしては、③の回答にもあるように、労務管理に関する業務の負担軽減や正規職員をより政策的・専門的な業務に配置することができるようになることなどが挙げられるだろう。一方で、様々な課題があることも話を伺う中で感じた。

例えば、会計年度任用職員の処遇改善によって、委託導入により民間委託先従業員となった方々との間で賃金の格差が生まれ、他自治体の会計年度任用職員に人材が流れてしまうという市外への人材流出が、既に導入している双方の自治体で課題となっている。また、教職員との連携が必要不可欠な学級支援員などの職種に関しては、業務委託はそぐわない。これも双方の自治体担当者の意見であった。偽装請負となることを避けるため、どちらの自治体も臨機応変な対応が求められるなど、直接指揮命令・管理下に置くべき業務内容については民間委託を行わず、会計年度任用職員で対応を続けていた。前述したメリットについては大事な点ではあるが、それだけに捉われて拙速な対応、判断をするのではなく、課題・問題点を十二分に検討した上で導入については考えるべきである。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

次に、市民生活基盤対策特別委員会の調査報告を求めます。委員長に代わりまして、8番岩淵市民生活基盤対策特別委員会副委員長、岩淵副委員長、お願いいいたします。

○市民生活基盤対策特別副委員長（岩淵 和明君） それでは報告をいたします。

市民生活基盤対策特別委員会閉会中調査に関する委員会報告を行います。議長の任に当たっている委員長との関係で、指示がありましたので改めて報告いたしますので、よろしくお願いします。

市民生活基盤対策特別委員会は、令和4年6月第3回うきは市議会定例会において、全議員参加による特別委員会として設置されております。調査対象が上水道整備、ごみ処理、し尿処理に

関する整備内容であることから、市民生活と密接に関連し、市民の皆さんから選ばれた議員として、施策の計画に対し意見を述べていく委員会であると認識し、設置期間4年間としているところであります。また、委員会は、全体を統括する全体会議と、個別課題や調査検討に資する「ワーキンググループ」に区分して活動してきました。設置から2年近く経過したことから、今回は中間のまとめとして、別紙のとおり、これまでの調査を行った内容、審議、視察内容について、うきは市議会委員会条例第36条の規定により報告をいたします。

内容に入ります。

委員会の開催日、視察、協議内容は1)で記載のとおり、令和4年7月15日第1回全体会に始まって、4ページの令和6年1月18日の第4回ワーキンググループ会議まで、委員会の開催目的や議事録等による意見内容を簡潔に記載しておりますので、お読み取りいただきたいというふうに思います。

次に、5ページから6ページ、7ページにかけて委員長の所見が記載しております。

第1は、地下水と上水道整備に関してです。現状の課題と方針は記載のとおりで、整備計画は令和7年を予定し、以後の方針もこの間、各議員からの一般質問等で示されていると思います。この方針への課題に対する委員会としての指摘は、その下のほうの(2)以降の①から④まで内容が記載されておりますので、お読み取りいただければと思います。

それから、第2にごみ・し尿処理への対策についてであります。

うきは久留米環境施設組合で処理していますけれども、施設組合としての事業終了期限が令和10年3月31日と見込まれていることから、議会とうきは市が連携して対策が急がれる状況を共有しながら、各事業の課題と、この間の委員会での調査、視察、勉強会等、出されていた課題をごみ処理に関して2点、記載されております。また、し尿処理については(2)以降、3点記載されておりますので、お読み取りいただきますよう、お願ひいたします。

最後に7ページになりますけれども、中間報告の総括を記載しておりますので、読み上げて報告したいと思います。

市民生活基盤対策特別委員会における、これまでの経過と今後の方向性の概要を「中間報告」として御報告申し上げたが、いずれも日々の市民生活に直結した重大なテーマであり、なおかつ、ごみ問題は期限が付され、さらに広域化においては関係自治体の受け入れなど外交交渉が伴う極めて政治的な難題であります。また、上水道整備に当たっては、将来における枯渇や汚染などの危機対策は理解するも、良質で豊富な地下水との関係において、いまだ市民の声は聞こえてこない。ましてや世界が台頭するSDGs、とりわけ脱炭素社会や生物多様性への取組などの環境重視とともに、急速な人口減少等も踏まえ、むしろ地下水源の希少価値が見直される、今後、将来において、これらの事業経営における費用対効果は言うまでもなく、うきは市における次世代へ

の健全財政をも見据え、これから委員会活動においては、議会ともに市長、執行部との連携をさらに強化していただき、着実な成果を挙げていただきますよう、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げ、委員長としての所見としますという報告になります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

副委員長、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

以上で市民生活基盤対策特別委員会の調査報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。10時30分より再開します。

午前10時16分休憩

午前10時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

日程第7. 議案第1号

○議長（江藤 芳光君） 日程第7、議案第1号専決処分の承認を求めるについて（うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部改正について）を議題といたします。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課の井上でございます。よろしくお願ひいたします。

議案書の1ページでございます。

議案第1号専決処分の承認を求めるについて。

うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和6年2月29日提出。うきは市長高木典雄。

新旧対照表は1ページから6ページとなっております。

このことにつきましては、うきは市立小学校におきまして、少人数学級編成を実施するために任期付一般職員を採用しており、給与に関しましては県費の常勤講師と同様、福岡県教職員給与表に準じた取扱いをしております。令和5年12月の福岡県議会におきまして、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部が改正され、12月26日に公布されたことに伴い、この条例を改正し、県費負担の常勤講師との均衡を図るため令和5年12月27日付で専決処分いたしまし

たので報告し、承認を求めるものでございます。適用につきましては令和5年4月1日とし、差額は令和5年12月28日に支給をいたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は承認することに決しました。

日程第8. 議案第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、議案第2号専決処分の承認を求めるについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課の高瀬でございます。議案書の8ページをお願いいたします。

議案第2号専決処分の承認を求めるについて。

令和5年度うきは市一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和6年2月29日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、9ページをお願いいたします。

専決第1号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

令和5年度うきは市一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり定めること。令和6年2月22日。うきは市長高木典雄。

それでは、お手元に配付をしております専決補正予算書の御用意をお願いいたします。左上に専決第1号と書かれました補正予算書でございます。

説明に入ります前に、一言訂正とおわびを申し上げます。こちらの専決補正予算書の5ページ、第2表の繰越明許費補正の1段目、物価高騰支援給付金（住民税均等割のみ世帯分）等の金額が1億321万6,000円となっておりますが、正しくは1億312万6,000円でございました。議員の皆様方には、本日このページの差し替え1枚物をお配りさせていただいております。説明の際は、そちらを参照していただきますよう、お願いいたします。今後、このような誤りがないよう気をつけてまいります。申し訳ございませんでした。

それでは、専決補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第1号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度うきは市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,215万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億1,610万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。令和6年2月22日。うきは市長高木典雄。

今回の補正予算は、2月22日の全員協議会で御説明申し上げましたように、国の方針の下、物価高騰対応重点支援給付金事業として、低所得の世帯に対して給付金を支給するものでございます。給付対象者と給付額につきましては、令和5年度の住民税課税が均等割のみの世帯に対して10万円の給付、加えて令和5年度の住民税課税が非課税もしくは均等割のみの世帯で、18歳以下の児童・生徒がいる世帯に対して、児童・生徒1人当たり5万円の加算給付を行うものでございます。これらの給付を行うことにより、物価高騰下における低所得世帯の経済的負担軽減を図ることを目的としております。給付時期につきまして、準備が出来次第、速やかに給付を行うことという國の方針もございまして早急に取りかかる必要もあることから、地方自治法第179条の規定により、専決処分を行ったものでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きください。第2表繰越明許費の追加でございます。

3款1項、物価高騰支援給付金の住民税均等割のみ世帯分1億312万6,000円。

3款2項、物価高騰支援給付金の非課税世帯のこども加算分1,995万2,000円と、均等

割のみ世帯のこども加算分 907万8,000円、合計 1億3,215万6,000円。補正額の全額を次年度に繰り越しまして、年度をまたぎ事業を実施していくものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。12ページをお開きください。

3款1項12目臨時給付金事業費 1億312万6,000円の増額補正でございます。住民税均等割のみ課税の世帯に対する給付事業費となります。主なものといたしましては、12節、システム改修委託料 100万円は、支給対象者等の管理を行うシステムの改修費用となっております。18節、物価高騰支援給付金（住民税均等割のみ世帯分）1億円は、対象世帯1,000世帯に対して10万円の給付を行うものでございます。

続いて、13ページでございます。

3款2項1目児童福祉総務費 2,903万円の増額補正です。こちらは住民税課税が非課税もしくは均等割のみ課税世帯で、18歳以下の児童・生徒がいる世帯に対して加算給付を行う費用でございます。主なものといたしましては、12節、システム改修委託料 83万2,000円は、支給状況等の管理を行うシステムの改修費用でございます。18節、物価高騰支援給付金（住民税非課税世帯・こども加算分）1,900万円は、380人分の児童・生徒を対象に5万円の加算給付を行うものでございます。同じく18節、物価高騰支援給付金（住民税均等割のみ世帯・こども加算分）900万円は、180人分の児童・生徒を対象に5万円の加算給付を行うものでございます。

次に、給与費明細書でございます。14ページをお開きいただきたいと思います。

一般職員分といたしまして、時間外勤務手当を30万円増額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の報酬 90万円、共済費 12万円、合計 102万円の増額補正を行うものでございます。なお、人数の増減につきましては、現在、雇用している職員が兼務することから変動はございません。

続きまして 11ページ、歳入でございます。

15款2項1目総務費国庫補助金 1億3,215万6,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 3点ほどお尋ねいたします。

12ページですけれど、18節の1億円の補助、交付金ということになりますけれども、その対象としては1,000世帯というふうに今、説明があったとおりでありますけれども、その世

帯の累計というか、そういうことについて世帯数と人数、1,000世帯の内訳について分かれば教えていただきたい。対象となる世帯と人数が分かれれば教えていただきたいというふうに思っています。

それから、同じく12ページですけれども、たしか今回30万円の消耗品費ということでなってますけれども、前回、第8号のときの補正のときは、たしか20万円消耗品費だったと思うんですけども、逆に対象人数が小さくなるんですけれども、消耗品費が増える理由をちょっと確認をしたいというふうに思います。

それから、システム改修料についてでありますけれども、12ページ、13ページともそれぞれシステム改修委託料ということで計上されておりますけれども、起算日も含めて変わってくると思いますので、当然システム改修は理解できるんですけども、今回の改修に係る1項、2項のそれぞれのシステム改修の工数というか、どういう改修を行うのか。時間数も含めて、及び人数も分かればその辺について、詳細について示せれる根拠のある資料があるかどうか確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） まず、大きく3点の御質問をいただきました。その中で、まず1点目の内訳につきまして、先に御説明させていただきます。

今回、2月22日に専決処分をいただきまして、速やかに準備に入りました、一応本日付で申請書、または支給決定通知書の発送準備をしているところでございます。内訳といたしましては、物価高騰支援給付金の住民税均等割のみ世帯が、対象世帯が1,000世帯のうちの759件に対しまして申請書を発送するところで準備しております。こちらの内訳につきましては、高齢世帯が364世帯、子供の加算の対象世帯が82世帯、この子供の加算対象の子供の人数が156人でございます。

続きまして、物価高騰支援給付金の住民税非課税世帯のうち子供の加算の分でございます。こちらにつきましても、同じく本日支給決定通知書を発送するようにしております。対象世帯は195世帯で367人になっております。

あと、システム改修の内訳につきましては、また確認しまして、後日、提出させていただきます。

あと、消耗品の増えてる理由につきましても、こちらはまた確認して回答させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そしたら内訳については、例えば独り親とか、障がい者の世帯とか、多子世帯がどのくらいとかいるとかというのは、そこまでは確認できていないということですかね。その確認だけです。すぐには分からぬかもしれませんけど、また内訳は確認を

したいというふうに思いますので、それでよろしいですかね。

それからもう一点、消耗品について伺ったのは、前回12月議会で質問したときに消耗品費つて20万円だったんですね。今回30万円ということだったので、その増えた理由について確認したいということでありますので、改めて、この場で分からなければまた後日でも結構ですので、またお願ひをしたいというふうに思います。

それからシステム改修については、常に補正のときに必ず上がってくるということは理解をしておるんです。ただ、その算定根拠がいつもシステム改修、システム改修ってなるので、その金額が結構な金額になるので、その内容をやっぱりある程度開示していただきたいというふうに思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 私のほうから消耗品の関係だけお答えさせていただきます。

この事業については、全額国の交付金で行う事業になっております。事務費のほうも交付金がつきますので、その総額の中で、今現在は消耗品のほうに割り振りをしているというような形になっております。ですので、増額の理由ということに関しては、御説明するのは難しいんですけども、必要な消耗品を購入させていただいた上で、不用額として残るようになると思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 先ほど議員から御質問のございました障がい者、または傷病世帯、またその他の世帯のところの分類につきましては、生活保護の場合は一応相談または申請があった際に、詳しくその世帯の状況を確認した上でからそういう分類をしているところでございます。今回につきましては、大まかに子供がいる世帯、また高齢者の世帯、それ以外はその他という形で大きく3点の形でさせていただきまして、そういう障がい者世帯については、また細かく調べる必要がございますので、今回は、なかなかそういう報告は難しいかと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点確認をお願いします。

1点目は、先ほどシステム改修の件が出ましたが、2月22日の全協の資料によりますと、最初の1世帯当たり10万円に100万円のシステム改修委託料、そして、子ども加算の一率5万円に対して83万2,000円のシステム改修委託料があるんですが、3番目にある子ども加算分については、システム改修業務委託料がないのはなぜかというのをお尋ねします。

それから、2点目の最後に、15ページの会計年度任用職員の中で、今回は兼務をするので人數の増減はありませんでしたということでしたが、12ページを見ますと、兼務されることはいい、問題ないというふうに捉えてあるんでしょうけども、報酬はそれとして、兼務した場合も4番の共済費が発生するのかどうか。

以上、2点確認させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 最後の点だけ私のほうから御説明申し上げます。

人数にカウントされるのは、これまでの予算の中で、短期で会計年度任用職員として従事された方が再度この業務に当たるということなので、人数にはカウントされないということになります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 先ほどのシステム改修の中で、費用負担のほうが均等割のみの課税世帯の分についてシステム改修が上がってないということの御質問でございますが、こちらについては、住民税非課税世帯のこちらの分にまとめて含まれているというところで、こちらの非課税世帯のシステムのほうに、この均等割のほうが含まれているということでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第2号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は承認することに決しました。

日程第9. 議案第4号

○議長（江藤 芳光君）　日程第9、議案第4号令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君）　市民生活課、石井でございます。補正予算書57ページをお願いいたします。

議案第4号令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,792万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,918万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。令和6年2月29日提出。うきは市長高木典雄。

次に、63ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額642万8,000円の減額でございます。直近の調定額に基づきまして減額をするものでございます。

次に、64ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金、補正額813万4,000円の減額でございます。1節普通交付金は679万5,000円の減額です。療養給付費、療養費、高額療養費等に充てる財源として交付されておりますが、このうち療養費現金給付分を実績に基づき減額するものでございます。2節特別交付金は133万9,000円の減額でございます。傷病手当金及び特定健診等負担金の減額の影響によるものです。

次に、65ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金336万4,000円の減額でございます。一般会計からの繰出金の減額によるものでございます。内訳といたしまして、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分、保険者支援分や未就学児均等割保険税、職員給与費等及び財政安定化支援事業、産前産後保険税の実績等による県の決定などに基づく補正でございます。

続きまして、66ページの歳出でございます。

2款1項3目一般被保険者療養費679万5,000万円の減額ですが、療養費の実績に基づ

きまして減額するものでございます。

次に、67ページをお願いいたします。

2款6項1目傷病手当金78万5,000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染による給与の一部を補填する傷病手当金になりますけれども、こちらのほうも実績に基づきまして減額をするものです。

次に、68ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費555万4,000円の減額でございます。特定健診は、住民健診による集団健診と医療機関等での個別健診がございますが、健診日程が終了いたしました集団健診の委託料について、実績により減額するものでございます。

次に、69ページをお願いいたします。

9款1項1目予備費479万2,000円の減額でございます。歳入歳出の財源調整によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 幾つかお尋ねします。

64ページ、4款1項1目の2節ですけれども、先ほど説明の中では傷病と、あと特定負担金ということでおっしゃってましたけど、内訳、金額を教えていただけますか、内訳の明細を。133万9,000円の内訳をお願いします。

それから、66ページの歳出のほうになりますけれども、療養費、実績に基づくという報告がありました。療養費そのものは制度として一旦被保険者が立て替えたものが後、還付されるということになるかと思うんですけども、どのくらいの件数なのか、実績の数を教えていただきたいと思います。

それから68ページ、5款1項1目、特定健診委託料ですけども、555万4,000円ということですけれども、集団健診の実績に基づくと、確定に基づくということですけども、集団健診の結果、どういう予定がどういう実績だったのか、具体的に数値を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 3点御質問いただきました。

最後の3点目を先に御説明いたしますと、68ページの集団健診の実績ということでございます。集団健診につきましては、令和5年度実績として1,509人の受診をしていただいており

ます。あとは、別に個別健診というのが今現在、行われておりますので、その結果はまだ完了してございません。

それと、69ページの療養費でございますけれども、これにつきましては現金給付分ということで、補装具でありますとか、そういった補装具、コルセットとか、そういった部分の補装具でありますとか、そういう部分につきましては後日、申請をしていただきまして、現金で給付する制度でございますけれども、こちらの実績の件数ということでございましたけれども、今、手元に資料ございませんので、後ほど報告を、お知らせをしたいと思っております。

それと、64ページの特別交付金の関係になりますが、これにつきましては、大きな内訳いたしまして、傷病手当金のほうが78万5,000円の減額ということになっております。それと、あと特定健診のほうの委託料、これが555万4,000円ございます。これがそのまま10割の金額がこの特別交付金のほうに反映するのではなくて、それぞれの項目ごとに計算がございまして、その2つの減額が根拠となりまして、その分の減額として、この133万9,000円が算出されておるということでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっとそういう意味で、できれば、これは特別会計、一般会計みたいに説明のところに項目を入れて書いてもらって、金額がどうなのかということを書いてもらえば、一番こういう質問をしなくて済むので、ぜひその辺を、明細が分かるように、できればしていただきたいということをお願いしとります。

それと最後に1点ですけれど、2款4項、ここには書いてないんですけども、たしか65ページに、7節のところに産前産後保険税繰入金って、これ、新しい制度、12月の議会で一応出した、承認した新たな制度だと思うんですね。これはこれで13万1,000円ということになっておりまして、そういう制度を新たに導入されてるということで理解できているんですけども、普通3月議会にこの間出されている、例えば出産一時金とか、あるいは葬祭費関係の調定額というのが出てくると思うんですけども、それが今回、出てなかつたんですけど、それは今、現状どうなってるのかというのをお尋ねしたい、番外編ですけど。そこは今度3月議会じゃない、6月か何かに出てくるということですか。

○議長（江藤 芳光君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 補正予算書の1点目でございます。

明細ということでございますので、これにつきましては全体に関わることでございますので、また担当部局のほうと協議させていただきたいと思っております。

それともう一点が、出産一時金等の補正ということでの御質問でございますが、今回は

65ページの御指摘がありました産前産後の部分につきましての補正を、これは繰入金の部分での補正をさせていただいております。出産一時金等の部分につきましては、今回、補正する必要はございませんでしたので、また結果につきましては、決算等で御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。3回目。

○議員（8番 岩淵 和明君） あれですけど、そういう意味で言うと、年度末ということもあるので、例年いつもこの3月のところで必ずある程度の補正額が発生しているはずです。昨年も3月で280万円の出産一時金の減額補正が出されています。それから、葬祭関係もたしか出てたと思います。そういう意味では、決算で示せばいいということじゃなくて見通し、たしか出てるはずだと思うので、そういったのはぜひ管理していただきたいというふうに、改めて今、出せと言っても出せる中身じゃないと思いますので、そういったものだと、予算というのはそういうものだということを御理解いただいた上で、きちんと対応していただきたいというふうに改めて要望しておきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 御指摘につきましては、今後、私どもしっかりと精査をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第4号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第4号は可決することに決しました。

日程第10. 議案第5号

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、議案第5号令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。補正予算書の71ページをお開き願います。

議案第5号令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,927万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,064万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年2月29日提出。うきは市長高木典雄。

次に、77ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料、補正額1,913万7,000円の減額でございます。現年度特別徴収保険料でございます。後期高齢者医療広域連合の資料によりまして当初予算案を計上しておりましたが、直近の調定額から見込みにより減額するものでございます。

次に、2目普通徴収保険料、補正額47万8,000円の減額でございます。現年度普通徴収保険料につきましては112万3,000円の減額です。特別徴収と同様に、直近の調定額からの見込みにより減額するものでございます。滞納繰越分普通徴収保険料につきましては64万5,000円の増額でございます。徴収実績に基づき増額するものでございます。

次に、78ページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額965万6,000円の減額でございます。広域連合からの通知に基づく保険基盤安定負担金、保険料軽減分、交付額や職員給与費、事務費等の実績見込みから減額するものでございます。

続きまして、79ページの歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額2,459万7,000円の減額でござい

ます。こちらは広域連合へ支払う納付金でございます。広域連合からの通知によるものでございますが、保険料の減額及び保険基盤安定負担金保険料軽減分が減額になったことによるものです。

次に、80ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費467万4,000円の減額でございます。歳入歳出の財源調整によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） さっきの国保と同じような話になるんですけど、78ページ、79ページについてです。

先ほど内訳、口頭でおっしゃいましたけども、これも基盤安定負担金、あるいは事務費だとかということをおっしゃってましたので、そういう説明の中に記載をいただきたい。金額、明細のところを教えていただきたいというふうに思います。

同じく79ページも納付金だけかと思いましたけれども、基盤安定負担金の内訳があるみたいですので、その辺の内訳も御提示いただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 2点、御質問いただいたと思っておりますが、説明のところの明細に関しましては、先ほどと同じように担当部局のほうとお話をさせていただきたいと思っております。

それと78ページ、79ページに係る明細というところですが、特に納付金関係につきましては、基盤安定負担金等も含まれるということになってございますけれども、納付金の支払いとして保険料の分であったり、収入のほうですね。保険料の収入であったり、基盤安定の負担金をそのまま納付金として広域連合のほうに納付をしておりますので、その歳入のほうの増減がございましたら、どうしても納付金のほうに反映しなければなりませんので、そういうことにより、今回、減額をさせていただいております。資料につきましては、また議員のほうにお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 念押しになります。予算書の段階で、そこの項目を入れてたしか予算審議するはずですね。明細を出しているはずだと思いますので、それが当初の予算との推移をやっぱりきちんと補正の中で、この話は前もしたと思いますけども、そのところはきっちりしてほしいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。要望です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点だけ確認させてください。

77ページの2節の滞納繰越分で64万5,000円とありますが、この内訳と説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 滞納繰越分の保険料64万5,000円ということでございます。これ、滞納繰越分でございます。

当初予算におきましては、その時点の前々年度の滞納繰越額、前年度の滞納繰越額がまだ確定しておりませんので、前々年度の繰越額の徴収率目標として30%で、金額として20万円の予算を計上しております。令和4年度の保険料の未収金のほうが多うございましたので、その分を5年度に今回、繰越しをさせていただいておりますけれども、そういった繰越金額が多くなったということで、もちろん徴収のほうも今、行っておりますけれども、徴収のほうでその徴収保険料のほうが増額されておりますので、その分を今回64万5,000円増額させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号は可決することに決しました。

日程第11. 議案第6号

○議長（江藤 芳光君）　日程第11、議案第6号令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君）　水環境課の瀧内です。よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書81ページをお開きください。

議案第6号令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和5年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益5,000万円の減、計13億5,625万1,000円。第2項営業外収益5,000万円の減、計9億635万2,000円。

支出、第2款下水道事業費用1,000万円の増、計13億945万9,000円。第1項営業費用1,000万円の減、計11億3,043万1,000円。第2項営業外費用2,000万円の増、計1億6,639万8,000円。

第3条、補正予算（第1号）第3条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額4億7,121万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億7,899万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2億9,221万6,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款下水道事業資本的収入3,000万円の増、計8億7,566万6,000円。第2項、他会計出資金3,000万円の増、計1億5,800万円。令和6年2月29日提出。うきは市長高木典雄。

82ページをお開きください。補正予算実施計画です。内容については、2月22日の全員協議会で説明させていただいたものとなります。

収益的収入及び支出。収入からです。

1款2項2目他会計補助金4,000万円の減です。3款他会計出資金への予算組替えに伴う3,000万円の減と2款処理場費、電気代の減額に伴う1,000万円の減となります。

続きまして、1款2項5目消費税及び地方消費税還付金1,000万円の減です。これについては、支出のほうの2款2項2目消費税2,000万円の増と関連しますので、併せて御説明いたします。消費税の納付は、売上げで預かった消費税から支払った消費税を差し引いた金額となります。この際、支払った消費税が預かった消費税より多くなれば、その分が還付されることとなります。本年度、吉井浄化センター増設工事の関連で消費税の支払いが大きくなることが見込

まれていたため、当初予算では消費税の還付分として1,000万円を計上していました。しかしながら、増設工事の一部に繰越しが見込まれていることなどにより、支払う消費税が減ることなどから、消費税の還付ではなく、逆に消費税の納付のほうが見込まれております。

以上から、今回の補正では消費税の還付金として1,000万円を収入から減額するとともに、消費税の納付のための予算2,000万円を増額するものです。

続きまして支出、2款1項3目処理場費1,000万円の減です。浄化センターの電気代1,000万円の減となります。

2款2項2目消費税2,000万円の増です。先ほど御説明したとおりです。

最後に資本的収入及び支出。収入。

3款2項1目他会計出資金3,000万円の増です。1款他会計補助金からの予算組替えに伴う3,000万円の増となります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ教えていただきたいと思うんですけど、他会計出資金への予算の組替えの必要はなぜなのかがちょっと理解ができないもんで、教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 予算書の82ページを御覧いただきたいと思います。

今、上段のほうに収益的収入支出の、収入と支出とあります。その下に資本的収入支出の収入とございます。今回、資本的収入支出の支出の補正がございませんので、支出のほうの記載がございませんけども、その下に支出が形としてある形です。資本的収入の収入の補正前の額と、支出の補正前の額を見比べていただくと、差引き1億600万円ほど収入のほうが多くなっております。これは他会計の補助金の繰入れによって、この黒字という形をつくっておりますが、一方で、下のほうの資本的収入と支出のほうは、浄化センターの工事などで収入よりも支出のほうが多いございますので、5億円ほど赤字となっております。それで、上の資本的収入の黒字の分から下のほうの資本的収入のほうに補填するというような形が公営企業の一般的な形となっております。

今回3月に、年度末になりますて、大体年度の収入、支出が固まってまいりましたので、上段のほうの収益的収入のほうの、もともと補填金によって黒字になっておる状態ですので、より必要な資本的収入のほうに財源を動かすことによって、本来の収支の会計全体のバランスを取ることで、会計事務所のほうとも御助言をいただきながら、そのような取扱いを行っておりま

す。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 全協でもらった資料でお話しさせてもらうと、4,000万円一般会計から繰り入れる、ですね。そして、4,000万円を減額するでしたね、一般会計からの繰入れ。これというのは負担金だから僕は負債のところに上がるのだろうと思ってるんですよ、貸借対照表ですね。出資になると、今度は何ですかね、取扱いが変わるというか、出資金だからですね、負債じゃなくて資本のところに上がってくるんじやなかろうかと。そのバランスというのがよく分からなくて、赤字のほうがひどくなるから、この組替えによって資本のところにお金を持っていっているのか。そのところがよく分からないもんで御説明していただきたいと言ったんですけどですね、分かりやすく。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 少し何か言葉がややこしいような言い方をして、申し訳ございませんでした。

大きく公営企業会計、収益的収入支出の部門と、資本的収入の支出の部門と分かれています。大きな工事とかをするときは資本的支出のほうから出しますので、そこからお金が一旦出ていきます。ところが、そのほうには下水道事業の収入とかが入ってきませんで、直接的には下水道事業の収入とか、他会計の補助金などは資本的収入のほうに入ってきます。そこ部分を経由して補填していくという形も取られるんですけども、もう年度末が近くなつて、そのところが、会計の今年の決算がだんだん形が見えてきましたので、もともと何でいいましょうか。そこが補填によって黒字になっておるような形ですので、そこを大きく黒字を持つ必要はございませんので、本来必要なほうの資本的収支のほうに直接出資金という形で入れさせていただいているというような流れでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 今の接続率を教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） ちょっと細かなデータを持っておりませんけれども、下水道に関しては、おおむね8割の方が接続をしていただいておるところでございます。いわゆる下水に入ろうと思えば入れる世帯の方で、おおむね8割の方が接続していただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 委員会でも以前しっかり言ってましたが、大型ですね、の接続は進んでいますか。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） すみません、大型、おお……。（「大規模」と呼ぶ者あり）大規模。（「店舗とか」と呼ぶ者あり）店舗とかですかね。最近いろんな事業所様が、起業とかしていただいている部分がございます。それで一般家庭とともに営業所、事業所のほうも加入がございますので、全体にできる分のどれだけ入っているかまでは、すみません、ここでは把握しておりませんけれども、事業所のほうも一定加入をいただいておるところです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ちよくちよくAコープとか行ってますが、農業関係は何かつないどらんごたる感じがしよるばってんか、元のまま浄化槽じゃないですかね。それで、その推進はしていますか。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 下水道が始まる前から営業してあったような店舗は、既存の大きな浄化槽とかでされている傾向もあるかと思います。そこ辺がまだ接続していただいてない部分かと思います。そこの特定のお店に対して、なかなか踏み込んだ営業といいましょうか、のほうはなかなかできておりませんので、やはりそこら辺、しっかりとやっていかなければならぬと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第6号は可決することに決しました。

日程第12. 議案第13号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、議案第13号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育委員会委員のうち1名が、令和6年5月23日をもって任期満了となりますので、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっておりますが、今回、家永由里子氏が適任と考え、引き続き任命することで提案をさせていただきたいと思っております。

家永氏は、小・中・高にわたってPTA役員を引き受けられ、児童・生徒、学校と深く関わりを持たれ、教育に強い関心を持たれております。また、ボランティア活動においても、吉井中学校PTA役員時に吉井中学校ボランティア白壁隊を立ち上げられ、中学校の社会体験の実践を行っていらっしゃいます。

以上のことにより、家永氏が教育委員会委員として適任と考えております。御同意を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 現在、浮羽中学校の問題、並びにみやま市の給食死亡の問題とかある中で、これからもいろいろな問題あるかと思います。そこで確認ですが、どういう人を基準に選んだのか教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 教育委員会の委員については、かねてから議会から御指摘いただいてますようにレイマンコントロール、学校の先生出身の方ばかりに寄りがちなところを、ぜひ一般市民、市民の感性で教育行政を考えていただきたいということで、一般市民から登用ということもしっかりと考えていかなくちゃいけない案件だと思っております。そういう点で、私も総合教育会議を招集させていただいているんですが、教育委員会の皆さんとも議論させていただいている中で、家永委員は本当に一般市民の代表として適切な御発言等もいただいておりますので、引き続

き、家永氏に教育委員会の委員として頑張っていただきたいと思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 深陽君） 個人的な名前を言うといかんけど、いろいろの研究会、学習会、いろいろな行事があるわけでございますが、その中で出席率はどのくらいあるんですか。それを確認したいと思います。

というのも、私も4年間、厚生文教常任委員会の委員長をさせていただいて、大抵いろんなところの行事に参加させていただきました。だけど、やっぱり教育委員の人がおられると大分違うわけですよ。だから、1つそういうふうな出席状況はどうなのか伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 井上学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 家永委員におきましては、教育委員会、それから教育委員に出席していただきたい行事等に対しては、家永氏に限らず4名の委員でいろんな行事に参加させていただいております。

また、教育委員会では毎回出席をしていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点、お尋ねしようと思いましたが、1点目の教育委員会の出席率は全部ということでしたので、それでいいのかなと思っております。

今回も継続してと言いますが、ということですが、この家永委員の今後の動きは市の教育委員として、あるいは今後の教育に対して、どのような抱負を持ってあるのか。また、市への要望等は聞かれてあると思いますので、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどちょっと御説明したんですが、総合教育会議、私のほうが招集をさせていただいておりまして、家永氏というか、家永委員といろいろ教育行政について議論することが多々あるかと思います。いつも家永委員がおっしゃってるのは、もう今、教育や人材育成にも大きな変革が求められている中で、今後、非常に教育行政というのが重要であると。しっかりと市民代表の視点で、しっかりと動きは市の教育行政を考えていきたいと常におっしゃっておりますので、そういうことを期待しての任命提案とさせていただいているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 依頼されたときに、そのような話をされたのかどうかだけお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 当然、議会に御提案する関係上、しっかりとそういうことも確認させて、提案をさせていただいているところであります。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第13号は同意することに決しました。

日程第13. 議案第22号

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、議案第22号うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

議案書のほうの26ページをお開きください。

議案第22号うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

27ページをお願いいたします。

うきは市手数料条例の一部を改正する条例。

本条例につきましては、戸籍法の一部改正が施行されたことに伴いまして、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行事務が新設をされ、その発行手数料の金額が総務省の政令で定められましたので、手数料に関しまして、条例の別表中の一部を改正するものでございます。

別表中ということで記載してございますが、新設しました2項目を説明させていただきます。下段の表になります。下段の表の2項目と5項目を新設しております。

2項目につきましては、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行です。戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める。）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合における当該発行を除く。）。手数料の金額は1件につき400円です。

戸籍電子証明書提供用識別符号の形式といたしましては、16桁の英数字のパスワードが表示されたものになります。法務省のこれまでの説明では、行政手続におきまして、例えばパスポートの発給申請では申請書と併せて戸籍証明書の添付が必要になりますけれども、戸籍証明書に代えて、本籍地の市町村窓口において、この戸籍電子証明書提供用識別符号を取得して、パスポート申請先の行政機関に提示することにより申請手続ができるということになります。申請を受けた行政機関については、法務省が管理する戸籍情報連携システムを利用して、申請者の識別符号を使って、申請者の戸籍情報を確認することができるようになります。戸籍証明書に代わる識別符号ということになります。

法務省の情報によりますと、このシステムを使用して手続を行う行政機関につきましては、今後、整備されると聞いております。また、括弧内の「電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省で定める。）」とありますのは、当該発行を政府が運営しますインターネット上のサービス——マイナポータルを利用する方法のことです。この場合は除くとされておりませんので、手数料の400円は徴収しないという内容でございます。

また、及びの後の「同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合における当該発行を除く。」というところの意味でございますが、これは戸籍証明書と同時に識別符号を請求する場合につきましては、識別符号のほうの手数料400円は徴収しないという内容でございます。

次に、2項目飛ばしまして、5項目めの除籍電子証明書提供用識別符号の発行です。手数料の金額は、1件につき700円です。内容につきましては、先ほどの戸籍電子証明書提供用識別符号と全く同じ内容になります。

また、戸籍法の一部改正によりまして、本籍地以外の市町村窓口においても戸籍証明書等が請求できるようになること。戸籍届け書等の画像処理を作成いたしまして、法務省へ送信する等の事務が必要になりますので、それらに合わせて、総務省令に基づき、そのほかの規定を整理しております。なお、手数料の金額には変更はございません。施行日は令和6年3月1日です。

新旧対照表につきましては、8ページから9ページに主に記載をしてございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第22号は可決することに決しました。

日程第14. 議案第23号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第23号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、議案書の29ページをお開きください。

議案第23号。議案の朗読は省略いたします。

次のページをお願いいたします。

うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

この条例は、上位法の改正に伴い改正を行うものでございます。条例新旧対照表の14ページをお願いいたします。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」の下に「第4章 雜則（第53条）」を新設するものです。

次に、第5条は第2項から第6項まで削られます。こちらは、第53条が追加されるために削除するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

第15条については、認定こども園法の改正に伴い、引用条項を改めるものでございます。

次に、第23条につきましては、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないと示されたため、改めるものでございます。

次に、第36条につきましては、基準府令の改正に伴い、読替規定を改めるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

第38条、第42条につきましては、第53条が追加されるための改正でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

第53条につきましては、基準府令の改正に伴い、保育所等事業者の業務負担軽減を図る観点から書面等の作成、保存等について、電磁的記録によって行うための基準を追加するものでございます。

議案書に戻ります。32ページをお願いいたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第23号は可決することに決しました。

日程第15. 予算特別委員会の設置について

○議長（江藤 芳光君）　日程第15、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。令和6年度うきは市一般会計予算、令和6年度うきは市簡易水道事業会計予算及び令和6年度うきは市下水道事業会計予算の審査を行うため、議員全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君）　御異議なしと認めます。したがって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長及び副委員長の選出につきましては、議長の指名推選にしたいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君）　御異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことにして決定をいたしました。

それでは、予算特別委員会の委員長に13番、野鶴修議員、副委員長に12番、伊藤善康議員を指名して決定をいたします。

日程第16. 予算特別委員会への議案審査付託

○議長（江藤 芳光君）　日程第16、予算特別委員会への議案審査付託を議題といたします。

お諮りします。議案第7号令和6年度うきは市一般会計予算、議案第11号令和6年度うきは市簡易水道事業会計予算及び議案第12号令和6年度うきは市下水道事業会計予算を予算特別委員会へ審査付託したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君）　御異議なしと認めます。したがって、議案第7号、議案第11号及び議案第12号を予算特別委員会へ審査付託することに決しました。

日程第17. 議員政治倫理検証特別委員会の設置について

○議長（江藤 芳光君）　日程第17、議員政治倫理検証特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議員の政治倫理を疑う、なおかつ違法行為の疑いのある事案が発生したため、うきは市議会基本条例第21条第4項に基づく議員の政治倫理に関する検証を行うため、5人の委員で構成する議員政治倫理検証特別委員会を設置したいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、政治倫理検証特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。特別委員会の委員の選任については、うきは市議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することとなっております。したがって、13番、野鶴修議員、5番、組坂公明議員、4番、樋口隆三議員、2番、高木亜希子議員、1番、権藤英樹議員を特別委員に指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました5名を特別委員に選任することに決しました。

お諮りします。議員政治倫理検証特別委員会の委員長及び副委員長の選出につきましては、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがいまして、議長の指名推選で行うことになりました。

議員政治倫理検証特別委員会の委員長に13番、野鶴修議員、副委員長に1番、権藤英樹議員を指名して決定をいたします。

日程第18. 議員政治倫理検証特別委員会への検証付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第18、議員政治倫理検証特別委員会への検証付託を議題といたします。

お諮りします。うきは市議会基本条例第21条第4項に基づく議員の政治倫理に関する検証を議員政治倫理検証特別委員会へ付託したいと思います。御異議ございませんか。（「質問いいですか」と呼ぶ者あり）質問は受け付けられません。もう全て協議済みでありますので。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（江藤 芳光君） したがって、議員の政治倫理に関する検証を議員政治倫理検証特別委員会へ検証付託することに決しました。

日程第19. 陳情の委員会付託（陳情文書表）

○議長（江藤 芳光君） 日程第19、陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によつて、所管の委員会に付託をいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日3月1日から3月3日までは休会とし、3月4日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上であります。本日はこれで散会します。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時58分散会
